

水道のはなし

VOL.2 ～経営編～

生活に欠かせない「水」を提供している「水道事業」の経営のしくみについて調べてみよう！



水道事業の経営

水道事業は水道法により、公営の企業として位置づけられ、その経営は独立採算制で行われています。つまり、水道料金の収入を基本財源として事業を行っています。

また、安心・安全な水を安定して供給し続けるために行う施設の拡張・更新・改良をするときの多額の資金は、国などからの交付金の他、借入金（企業債）でまかっていますが、その返済にも水道料金の収入（収益的収支で発生した利益部分）を充てています。

水道事業の会計のしくみ

水道事業の会計は、「収益的収支」（水道事業を運営するために経常的に発生する収入と支出）と「資本的収支」（水道施設の拡張・更新・改良を行うことによって発生する収入と支出）に分かれています。

水道料金の収入は収益的収入になり、県企業局から購入する水の費用や施設の電気料、料金徴収のための業務費などへ充てられます。収益的収支で得た利益は、資本的収支で不足する財源へ充てられます。

収益的収支	
収入	利益
	支出

水道事業を運営するために経常的に発生する収入と支出

■主な収入	■主な支出
水道料金	<ul style="list-style-type: none"> 県企業局から購入する水の費用 施設の電気料 施設の修繕費 料金徴収業務費



利益が不足すると事業が成り立ちません！

充当

◎水道事業における「利益」とは

収益的収支で収入が支出を上回った場合に発生します。しかし、資本的収支では通常、支出が収入を上回り、資金が不足するため、「利益」はこの不足額を充当する資金として使用します。



資本的収支	
不足	支出
収入	安定した水の供給を行うためには、施設の更新などが必要です。

水道施設の拡張・更新・改良を行うことによって発生する収入と支出

■主な収入	■主な支出
<ul style="list-style-type: none"> 企業債 国県交付金 負担金 	<ul style="list-style-type: none"> 浄水場や配水管など施設の拡張、更新、改良費 企業債の返済

経営努力しています！

◎漏水調査

漏水を早期に発見し修繕することにより、貴重な水資源の有効利用を図っています。

◎成果：有収率※のアップ

※浄配水場から配水した水のうち料金徴収の対象となった水の割合

◎民間活力の活用

浄水場等の維持管理業務、料金徴収等の業務を委託し、民間の知識や技術を活用することで、効率のよい運営を行っています。

◎成果：適正な施設管理、収納率のアップ

◎事業計画の見直し

市の水道をより信頼性の高い事業として構築していくとともに、健全な財政基盤を確立して次代に継承していくために、水道事業のあるべき姿と今後の経営方針を示す事業計画を定期的に見直しています。

今後の事業・事業費の見通し

現在の水道施設更新基本計画では、「久保浄水場の更新」と「安全で安定した水道供給を継続するために必要な管路更新」を優先的に実施する予定です。

【概算事業費】

- 平成 26 年度～平成 33 年度 約 81 億円
- 平成 34 年度～平成 43 年度 約 62 億円

※詳細は市のホームページからご覧になることができます。

健全な経営の下、安心で安全な水の供給を安定して行うために、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

